

第92回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件 名	備 考
第 38 号議案	宍粟市教育委員会委員の任命について	5月29日提出
第 39 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 40 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 41 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 42 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 43 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 44 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 45 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 46 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 47 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 48 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 49 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 50 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 51 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 52 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 53 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 54 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 55 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出

議案番号	件名	備考
第 56 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 57 号議案	宍粟市農業委員会委員の任命について	5月29日提出
第 58 号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5月29日提出
第 59 号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5月29日提出
第 60 号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について	5月29日提出
第 61 号議案	宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について	5月29日提出
第 62 号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5月29日提出
第 63 号議案	宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について	5月29日提出
第 64 号議案	宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	5月29日提出
第 65 号議案	宍粟市税条例の一部改正について	5月29日提出
第 66 号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について	5月29日提出
第 67 号議案	宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	5月29日提出
第 68 号議案	宍粟市長寿祝福条例の一部改正について	5月29日提出
第 69 号議案	宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5月29日提出
第 70 号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）	5月29日提出
報告第5号	繰越計算書の報告について	5月29日提出

第 3 8 号議案

宍粟市教育委員会委員の任命について

次の者を宍粟市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 中 田 直 人

生年月日



令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第40号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 宮 藤 和 夫

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 4 1 号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 谷 口 隆 博

生年月日



令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第42号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 長谷川 賢 一

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第43号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 藤 木 悦 子

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 4 4 号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 中 村 秀 幸

生年月日

令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 4 7 号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 尾 崎 純 子

生年月日

令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第48号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 北 尾 義 行

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 4 9 号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 樽 本 秀 昭

生年月日



令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第50号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 勝 木 和 司

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第51号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 長 田 賢 市

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第52号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 西 村 昌 三

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第53号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 清 水 隆 司

生年月日

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第54号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 森 本 弘 昭

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 5 5 号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所

氏 名 前 田 高 春

生年月日

令和 2 年 5 月 2 9 日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第56号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 村 上 廣 恭

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第57号議案

宍粟市農業委員会委員の任命について

次の者を宍粟市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 船 引 英 示

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第60号議案

宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を宍粟市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所



氏 名 西 川 龍

生年月日



令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

第 6 1 号議案

宍粟市長等の給与の特例に関する条例の制定について

宍粟市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市長等の給与の特例に関する条例

(給料月額の特例)

第1条 令和2年6月1日から令和2年8月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料月額は、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年宍粟市条例第48号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の額の特例)

第2条 特例期間における市長等の期末手当の額は、特別職給与条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により市長等のそれぞれが受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、特別職給与条例第5条第3項の期末手当基礎額の算定に用いる給料月額は、特別職給与条例第3条に規定する額とする。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

第62号議案

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宍粟市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

手当の支給日については、次に掲げる区分による。

- (1) 日額その他の基準で定める手当は、その月分を翌月の給料日に支給する。
- (2) 月額で定める手当は、その月の給料日又はその月分を翌月の給料日に支給する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務従事職員の手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「政令」という。）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の患者を収容する病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定するものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が指定するものに従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り、感染症防疫業務従事職員手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 4 前項に規定する作業に従事した場合における手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定するものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症病棟等勤務手当の特例）

- 5 公立宍粟総合病院又は訪問看護ステーション等（以下「病院等」という。）に勤務する医師又は看護業務の補助に従事する職員が、病院等の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、新型コロナウイルス感染症の患者の診療又は看護業務の補助に従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り、感染症病棟等勤務手当を支給する。
- 6 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、その者の現に受ける給料（短時間で勤務する会計年度任用職員にあっては報酬）の月額に100分の4を乗じて得た額に2を乗じて得た額を21で除して得た額とする。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症患者看護業務手当の特例）

- 7 病院等に勤務する看護師（准看護師を含む。）である職員のうち、新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、新型コロナウイルス感染症の患者の看護に従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り、感染症患者看護業務手当を支給する。
- 8 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、月額21,500円とし、その支給割合

は、第14条の規定による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

2 改正後の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の同条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の同条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

現 行	改 正 案
<p>(手当の支給日等)</p> <p>第15条 第3条から第11条までの手当の支給については、毎月1日から末日までの分を翌月の給料支給日までに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(手当の支給日等)</p> <p>第15条 手当の支給日については、次に掲げる区分による。</p> <p>(1) 日額その他の基準で定める手当は、その月分を翌月の給料日に支給する。</p> <p>(2) 月額で定める手当は、その月の給料日又はその月分を翌月の給料日に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務従事職員の手当の特例)</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「政令」という。)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)の患者を収容する病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定するものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて市長が指定するものに従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り、感染症防疫業務従事職員手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p> <p>4 前項に規定する作業に従事した場合における手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定するものに従事した場合にあつては、4,000円)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症病棟等勤務手当の特</p>

現 行	改 正 案
	<p>例)</p> <p>5 公立宍粟総合病院又は訪問看護ステーション等（以下「病院等」という。）に勤務する医師又は看護業務の補助に従事する職員が、病院等の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、新型コロナウイルス感染症の患者の診療又は看護業務の補助に従事したときは、<u>政令第2条に規定する期間に限り、感染症病棟等勤務手当を支給する。</u></p> <p>6 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、その者の現に受ける給料（短時間で勤務する会計年度任用職員にあつては報酬）の月額に100分の4を乗じて得た額に2を乗じて得た額を21で除して得た額とする。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症患者看護業務手当の特例）</u></p> <p>7 病院等に勤務する看護師（准看護師を含む。）である職員のうち、新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、新型コロナウイルス感染症の患者の看護に従事したときは、<u>政令第2条に規定する期間に限り、感染症患者看護業務手当を支給する。</u></p> <p>8 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、<u>月額21,500円とし、その支給割合は、第14条の規定による。</u></p>

第 6 3 号議案

宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について

宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

宍粟市スポーツ施設条例（平成17年宍粟市条例第195号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3 スポニックパーク一宮の表中

「

	利用区分	使用料			
		大人（高校生以上）	子供（中学生以下）	親子（各1人で2人）	
温水プール （フリータイム）	1回（2時間）	500円	300円	700円	
	回数券（11回分・有効期間1年）	5,000円	3,000円	7,000円	
	年間会費 一括料金	個人会員	12,000円	6,000円	
		家族会員	10,000円	4,000円	
法人会員		60,000円（無記名会員5人分）			
温水プール （スイミングスクール）	入会金	1,500円	1,000円	1,700円	
	年会費	1,500円	1,000円	1,700円	
	月会費	週1回	5,000円	4,000円	6,000円
		週2回	6,000円	5,000円	8,000円
		週3回	— 円	6,000円	— 円
		週4回	— 円	6,500円	— 円
○スイミングスクールは、10時から20時30分までとする。					

」

を

「

	利用区分	使用料			
		大人（高校生以上）	子供（中学生以下）	親子（各1人で2人）	
温水プール （フリータイム）	1回（2時間）	500円	300円	700円	
	回数券（11回分・有効期間1年）	5,000円	3,000円	7,000円	
	年間会費 一括料金	個人会員	12,000円	6,000円	
		家族会員	10,000円	4,000円	
法人会員		60,000円（無記名会員5人分）			

に改め、別表第3の7 宍粟市千種B&G海洋センターの表中

温水プール (フリータイム)	1回(2時間)	500円	300円	700円	
	回数券(11回分・有効期間1年)	5,000円	3,000円	7,000円	
	年間会費一括料金	個人会員	12,000円	6,000円	—円
		家族会員	10,000円	4,000円	—円
		法人会員	60,000円(無記名会員5人分)		
温水プール (スイミングスクール)	入会金	1,500円	1,000円	1,700円	
	年会費	1,500円	1,000円	1,700円	
	月会費	週1回	5,000円	4,000円	6,000円
		週2回	6,000円	5,000円	8,000円
		週3回	—円	6,000円	—円
週4回		—円	6,500円	—円	
○スイミングスクールは、10時から20時30分までとする。					

を

温水プール (フリータイム)	1回(2時間)	500円	300円	700円	
	回数券(11回分・有効期間1年)	5,000円	3,000円	7,000円	
	年間会費一括料金	個人会員	12,000円	6,000円	—円
		家族会員	10,000円	4,000円	—円
		法人会員	60,000円(無記名会員5人分)		

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

栄栗市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行 改 正 案

別表第3 (第10条関係)		別表第3 (第10条関係)	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 スポニックスパーク一宮		3 スポニックスパーク一宮	
(略)		(略)	
利用区分	使用料	大人 (高校 生以上)	子供 (中学 生以下)
		親子 (各1 人で2人)	
温水プール (フリータイム)	1回 (2時間)	500円	300円
	回数券 (11回分・ 有効期間1年)	5,000円	3,000円
	個人会員	12,000円	6,000円
	家族会員	10,000円	4,000円
	法人会員	60,000円 (無記名会員5人分)	
	入会金	1,500円	1,000円
	年会費	1,500円	1,000円
	週1回	5,000円	4,000円
	週2回	6,000円	5,000円
	週3回	— 円	6,000円
	週4回	— 円	6,500円
温水プール (スイミングスクー ル)	月会費	— 円	— 円
	入会金	1,500円	1,000円
	年会費	1,500円	1,000円
	週1回	5,000円	4,000円
	週2回	6,000円	5,000円
	週3回	— 円	6,000円
	週4回	— 円	6,500円
〇スイミングスクールは、10時から20時30分までとする。			
その他設備品	別に教育委員会が定める額		

4～6 (略)

改正案

現行

7 宍粟市千種B & G海洋センター

7 宍粟市千種B & G海洋センター

施設区分	利用区分	使用料		
		大人(高校生以上)	子供(中学生以下)	親子(各1人で2人)
温水プール (フリータイム)	1回(2時間)	500円	300円	700円
	回数券(11回分・有効期間1年)	5,000円	3,000円	7,000円
	個人会員	12,000円	6,000円	二円
	年間会費 家族会員	10,000円	4,000円	二円
	一括料金 法人会員	60,000円(無記名会員5人分)		

施設区分	利用区分	使用料			
		大人(高校生以上)	子供(中学生以下)	親子(各1人で2人)	
温水プール (スイミングスクール)	入会金	1,500円	1,000円	1,700円	
	年会費	1,500円	1,000円	1,700円	
	月会費	週1回	5,000円	4,000円	6,000円
		週2回	6,000円	5,000円	8,000円
		週3回	二円	6,000円	二円
週4回		二円	6,500円	二円	

○スイミングスクールは、10時から20時30分までとする。

その他設備品 別に教育委員会が定める額

その他設備品 別に教育委員会が定める額

第 6 4 号議案

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

(宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 宍粟市福祉医療費助成条例(平成17年宍粟市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「規定する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を、「0とする」の次に「。以下同じ」を加える。

別表高齢期移行者の部区分Ⅰの項中「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合は、0とする。)」を削り、同部区分Ⅱの項中「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)」を削る。

(宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年宍粟市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「規定する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

新旧対照条文

○中央市福祉医療費助成条例の一部改正【第1条による改正】

現 行	改 正 案				
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>				
<p>別表(第3条、第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 123 925 672">高年齢移行者</td> <td data-bbox="798 672 925 1120"> <p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p> </td> </tr> </table>	高年齢移行者	<p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>	<p>別表(第3条、第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 123 925 672">高年齢移行者</td> <td data-bbox="798 672 925 1120"> <p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p> </td> </tr> </table>	高年齢移行者	<p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>
高年齢移行者	<p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>				
高年齢移行者	<p>区分 I</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合)にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額を</p>				

現 行		改 正 案	
	<p>いい、その額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円以下であること。</p> <p>2 「所得を有しない者」であること。</p> <p>高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。</p> <p>1 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>4 「所得を有しない者」以外であること。</p> <p>(略)</p>		<p>2 「所得を有しない者」であること。</p> <p>高齢期移行者が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。</p> <p>1 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。</p> <p>4 「所得を有しない者」以外であること。</p> <p>(略)</p>
区分 II		区分 II	

○兵庫県母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正【第2条による改正】

現 行		改 正 案	
	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月</p>		<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月</p>
区分 II		区分 II	

現 行	改 正 案
<p>から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>	<p>から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p>

第 6 5 号議案

宍粟市税条例の一部改正について

宍粟市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらる。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市税条例の一部を改正する条例

(宍粟市税条例の一部改正)

第1条 宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 宍粟市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35

項」に、「第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宍粟市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中宍粟市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中宍粟市税条例附則第10条、第10条の2第18項の改正規定並びに

同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
(3) 第2条中宍粟市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宍粟市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宍粟市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。))が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

新旧対照条文

○中央市税条例の一部を改正する条例【第1条による改正】

現 行	改 正 案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げらるる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げらるる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の</p>

現 行	改 正 案
<p>所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第94条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p>所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p> <p>第94条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p>
<p>3（略）</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重</p>	<p>3（略）</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる</p>

現 行	改 正 案
<p>量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項 (第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項 (第140条の7において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合をいう。以下この条において「<u>同</u>じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割合を超えては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した場合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中</u>においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。) の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パー</p>	<p>方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項 (第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項 (第140条の7において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。) に年1パーセントの割合を加算した場合をいう。以下この項において同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割合を超えては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した場合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p> <p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合</u>に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中</u>においては、<u>その年における当該加算した割合</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号) 第15条第1項(第1号に係る部分に限る。) の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パー</p>

現 行	改 正 案
<p>一セントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日の特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 （略） （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略）</p>	<p>一セントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日の特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 （略） （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 （略）</p>

現 行	改 正 案
<p>2～17 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4</p>	<p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4</p>

現 行	改 正 案
<p>まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 第9条第7項の規定は、<u>法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間</u>について準用する。</p>

○実業市税条例の一部を改正する条例【第2条による改正】

現 行	改 正 案
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び</p>

現 行	改 正 案
<p>第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1か月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 税額に係る納期限の翌日から1か月を経過する日</p> <p>(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1か月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>

現 行		改 正 案	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(略)</p>	<p>年額 5万円</p>	<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2)に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> <p>(略)</p>	<p>年額 5万円</p>
<p>3 前項に定める均等割の額は、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6か月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1か月に満たないときは1か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1か月に満たないときは1か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第</p>		

現 行	改 正 案
<p>4 項、<u>第19項及び第23項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p>
<p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（<u>同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。</u>）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</u>）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（<u>同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。</u>）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1か月を経過する日までの期間</u>）については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規</p>

現 行	改 正 案
<p>19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日より市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合は、当該申告書の提出日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用</p>	<p>定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日より市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合は、当該申告書の提出日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用</p>

現 行	改 正 案
<p>用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間</p> <p>8 (略)</p>	<p>用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限) までの期間</p> <p>8 (略)</p>
<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結定全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。同法第2条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>10 (略)</p>
<p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第</p>	<p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第</p>

現 行	改 正 案
<p>1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>
<p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p>14 (略)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日</p>	<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>

現 行	改 正 案
<p>以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2条又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間(延滞金の計算の基礎となる期間)から控除する。</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るもの)にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間(延滞金の計算の基礎となる期間)から控除する。</p>
<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第19</p>	<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定</p>

現 行	改 正 案
<p>項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されておいて、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでに達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定</p>	<p>する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2か月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 (略)</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 (略)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当該割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p>	<p>2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>(読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が前年度の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>

第 6 6 号議案

宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険税条例（平成17年宍粟市条例第112号）の一部を次のように改正する。
附則第7項及び第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の宍粟市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第67号議案

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年宍粟市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、収入又は資産の状況の報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宍粟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 償還金の支払猶予、償還免除、収入又は資産の状況の報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>

第68号議案

宍粟市長寿祝福条例の一部改正について

宍粟市長寿祝福条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市長寿祝福条例の一部を改正する条例

宍粟市長寿祝福条例（平成28年宍粟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「9月1日」を「9月15日」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 当該年度内に88歳に達する者
- (2) 当該年度内に100歳に達する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宍粟市長寿祝福条例の規定にかかわらず、令和元年9月3日から令和2年3月31日までの間に88歳及び100歳に到達する者に係る長寿祝品については、この条例の施行の日以後に贈呈するものとする。

栄粟市長寿祝福条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>(対象者)</p> <p>第3条 祝品の贈呈の対象者（以下「対象者」という。）は、毎年<u>9月1日</u>現在において、市内に3か月以上継続して住所を有する者で次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>88歳の者</u></p> <p>(2) <u>100歳の者</u></p> <p>(3) 最高齢者</p> <p>(4) 最高齢夫婦（夫及び妻の年齢の合算が最も大きい夫婦をいう。）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 祝品の贈呈の対象者（以下「対象者」という。）は、毎年9月15日現在において、市内に3か月以上継続して住所を有する者で次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>当該年度内に88歳に達する者</u></p> <p>(2) <u>当該年度内に100歳に達する者</u></p> <p>(3) 最高齢者</p> <p>(4) 最高齢夫婦（夫及び妻の年齢の合算が最も大きい夫婦をいう。）</p>

第 6 9 号議案

宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

宍粟市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日額	10,600
開票管理者	日額	10,600
投票管理者	投票所	日額 12,600
	期日前投票所	日額 11,100
	ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に970円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
投票立会人	投票所	日額 10,700
	期日前投票所	日額 9,500
	ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に830円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
選挙、開票立会人	日額	8,800

」

を

「

選挙長	日額	10,800
選挙長職務代理者	日額	10,800
開票管理者	日額	10,800
開票管理者職務代理者	日額	10,800
投票管理者	投票所	日額 12,800
	期日前投票所	日額 11,300

	ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に980円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		
投票立会人	投票所	日額	10,900
	期日前投票所	日額	9,600
	ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に840円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		
選挙、開票立会人	日額	8,900	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宍粟市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行		改 正 案	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	(略)	(単位 円)	
		報酬	報酬
選挙長	日額 10,600	日額 10,800	10,800
開票管理者	日額 10,600	日額 10,800	10,800
投票管理者	投票所	日額 12,600	12,800
	期日前投票所	日額 11,100	11,300
ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に970円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に980円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
投票立会人	投票所	日額 10,700	10,900
	期日前投票所	日額 9,500	9,600
ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に830円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に840円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
選挙、開票立会人	日額 8,800	日額 8,900	8,900
(略)		(略)	

現 行		改 正 案	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	(略)	(単位 円)	
		報酬	報酬
選挙長	日額 10,600	日額 10,800	10,800
選挙長職務代理人		日額 10,800	10,800
開票管理者	日額 10,600	日額 10,800	10,800
開票管理者職務代理人		日額 10,800	10,800
投票管理者	投票所	日額 12,600	12,800
	期日前投票所	日額 11,100	11,300
ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に970円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に980円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
投票立会人	投票所	日額 10,700	10,900
	期日前投票所	日額 9,500	9,600
ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に830円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		ただし、従事時間が13時間（期日前投票所にあつては11.5時間）に満たない場合は、従事時間に840円を乗じて得た額。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
選挙、開票立会人	日額 8,800	日額 8,900	8,900
(略)		(略)	

第70号議案

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ114,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,310,091千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金		6,109,704	107,783	6,217,487
19	繰入金	2 国庫補助金	4,801,102	107,783	4,908,885
		1 基金繰入金	472,371	2,800	475,171
20	繰越金	1 繰越金	472,371	2,800	475,171
		1 繰越金	1	1,507	1,508
21	雑収入	4 雑収入	719,659	2,700	722,359
		4 雑収入	361,678	2,700	364,378
歳入	合計	合計	27,195,301	114,790	27,310,091

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,898,902	927	6,899,829
	1 総務管理費	6,491,386	927	6,492,313
3 民生費		6,847,926	1,507	6,849,433
	1 社会福祉費	3,842,619	1,507	3,844,126
9 教育費		2,047,704	112,356	2,160,060
	1 教育総務費	632,129	106,856	738,985
	6 保健体育費	451,158	5,500	456,658
歳出	合計	27,195,301	114,790	27,310,091

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,109,704	107,783	6,217,487
19 繰入金	472,371	2,800	475,171
20 繰越金	1	1,507	1,508
21 諸収入	719,659	2,700	722,359
歳入合計	27,195,301	114,790	27,310,091

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,898,902	927	6,899,829	927			
3 民生費	6,847,926	1,507	6,849,433			1,507	
9 教育費	2,047,704	112,356	2,160,060	106,856		5,500	
歳出合計	27,195,301	114,790	27,310,091	107,783		5,500	

2 歳入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	3,962,346	53,378	4,015,724	1 総務管理費補助金	53,378	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 マイナポイント事業費補助金
5 教育費国庫補助金	66,702	54,405	121,107	1 教育総務費補助金	54,405	公立学校情報機器整備費補助金
計	4,801,102	107,783	4,908,885			

(款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 公共施設等整備基金繰入金	71,650	2,800	74,450	1 公共施設等整備基金繰入金	2,800	公共施設等整備基金繰入金
計	472,371	2,800	475,171			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1,507	1,508	1 前年度繰越金	1,507	前年度繰越金
計	1	1,507	1,508			

(款) 21 諸収入 (項) 4 雑入

6 雑入	360,142	2,700	362,842	8 教育費雑入	2,700	B & G 財団修繕助成交付金
計	361,678	2,700	364,378			

3 歳出

(款) 2 総務費

(単位：千円)

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債					その他
6企画費	630,400	927	631,327	927			1報酬	522	会計年度任用職員報酬	522
							3職員手当等	106	会計年度任用職員期末手当	106
							4共济費	112	会計年度任用職員社会保険料等	112
							8旅費	37	会計年度任用職員通勤費用弁償	37
							10需用費	150	文具消耗器材 チラシ印刷代 市広報紙印刷代	13 60 77
計	6,491,386	927	6,492,313	927						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2老人福祉費	200,173	1,507	201,680			1,507	7報償費	1,190	敬老祝品	1,190
							10需用費	17	文具消耗器材	17
							11役務費	300	郵便料	300
計	3,842,619	1,507	3,844,126			1,507				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

3教育振興費	342,412	106,856	449,268	106,856			12委託料	24,236	システムセットアップ業務委託料	24,236
							17備品購入費	82,620	教育用タブレットPC等購入費	82,620
計	632,129	106,856	738,985	106,856						

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財債	財源		区分	金額		
					国県支出金	地方債				その他
2体育施設 管理費	105,808	5,500	111,308		5,500	5,500	14工事請負費	施設改修工事費	5,500	
計	451,158	5,500	456,658		5,500					

報告第5号

繰越計算書の報告について

繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年5月29日提出

宍粟市長 福元晶三

令和元年度 宍粟市繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一宮生活圏拠点施設整備事業	62,607,000
		千種生活圏拠点施設整備事業	29,592,000
		木育・ウッドスタート事業	1,263,000
		情報通信施設機器更新事業	3,740,000
		しろう光ネット千種サブセンター整備事業	6,820,000
3 民生費	2 児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策事業（保育所・こども園等）	7,634,000
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	20,000,000
		除雪車及び車庫等整備事業	56,835,000
		道路新設改良事業	128,800,000
		橋梁維持補修事業	54,000,000
	4 都市計画費	都市計画マスタープラン等改定事業	3,154,000
6 住宅費	公営住宅等長寿命化計画策定事業	700,000	
9 教育費	1 教育総務費	学校施設通信ネットワーク整備事業	198,162,000
	3 中学校費	学校施設営繕事業	4,000,000
	4 幼稚園費	新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園）	2,500,000
	5 社会教育費	文化会館改修事業	64,078,000
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	32,486,000
		農業用施設災害復旧事業	119,351,000
		林業施設災害復旧事業	41,011,000
		治山施設流末水路整備事業	18,000,000
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	757,000,000
		せせらぎ公園災害復旧事業	193,941,000
合 計			1,805,674,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国 県 支出金	地方債	その他	
58,497,000	300,000		29,800,000	26,097,000	2,300,000
29,592,000			28,100,000	1,492,000	
1,263,000		631,000			632,000
3,740,000					3,740,000
6,820,000			6,400,000	420,000	
7,634,000		7,634,000			
15,000,000			15,000,000		
50,532,000		8,059,000	42,400,000		73,000
128,800,000		34,414,000	94,300,000		86,000
43,000,000		13,329,000	29,600,000		71,000
3,154,000					3,154,000
664,000					664,000
198,162,000		72,689,000	95,900,000		29,573,000
4,000,000					4,000,000
2,500,000		2,500,000			
64,078,000			64,000,000		78,000
24,636,000					24,636,000
112,282,000			3,900,000		108,382,000
30,011,000		22,021,000	800,000		7,190,000
18,000,000			14,400,000		3,600,000
695,183,000		495,602,000	149,400,000		50,181,000
193,941,000		61,387,000	12,400,000		120,154,000
1,691,489,000	300,000	718,266,000	586,400,000	28,009,000	358,514,000

下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額
1 下水道費	4 特定環境下水道費	中比地地区下水道改良事業	20,000,000
合 計			20,000,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国 県 支出金	地方債	その他	
18,900,000			18,900,000		
18,900,000	0	0	18,900,000	0	0

令和元年度 宍粟市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額
				支出 済額	支出 未済額	
10災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧 費	公共土木施設 災害復旧事業	12,960,000		12,960,000	500,000
合 計			12,960,000	0	12,960,000	500,000

(単位：円)

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
	既収入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般 財源	
		国 県 支出金	地方債	その他		
13,460,000		11,185,000			2,275,000	工事用進入路の設置に係る地権者との調整、及び民間実施の他工事との調整にそれぞれ時間を要し、工事の進捗が遅れたため。
13,460,000	0	11,185,000	0	0	2,275,000	

令和元年度 宍粟市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	西河内大橋添架管移設 事業	22,000,000		22,000,000
合 計			22,000,000	0	22,000,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 水道事業費 用	1 営業費用	水道ビジョン策定事業	6,600,000		6,600,000
合 計			6,600,000	0	6,600,000

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
16,900,000	5,100,000			関連する河川管理者による護岸復旧工事と同時に実施する必要があるため、当該工事が翌年度に繰り越されたため、年度内の完了が困難となった。
16,900,000	5,100,000	0		

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
	6,600,000			水道事業経営審議会の専門部会を経てビジョンを策定する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、専門部会の開催を延期したため、年度内の業務完了が困難となった。
0	6,600,000	0		

令和元年度 宋粟市病院事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 病院事業費 用	1 医業費用	新病院整備に係る基本 構想策定支援業務	5,000,000		4,703,600
合 計			5,000,000	0	4,703,600

(単位：円)

左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	損益勘定留保資金			
	4,703,600	296,400		検討委員会の審議に時間を要したため、年度内完了に至らなかった。
0	4,703,600	296,400		